

練馬区における 地域生活支援拠点等の整備について

練馬区福祉部障害者施策推進課

練馬区における地域生活支援拠点等の整備について

※前回までの整理を一部加工

1 面的整備における機能別の整理（案）

求められる機能	機能を担う施設	理由	課題等
①相談	障害者地域生活支援センター	・特定相談支援、一般相談支援、地域生活支援事業の障害者相談支援を実施 ・基幹相談支援センター	障害者地域生活支援センターの業務量の調整
②体験の機会・場	区内のグループホーム等の活用	大泉つつじ荘、しらゆり荘のほか、グループホームの空室を活用	民間事業者との協議
③緊急時の受入れ・対応	大泉つつじ荘・しらゆり荘	ショートステイがあり、受入れの態勢がある。	・主に夜間の支援体制の確保 ・精神障害者への対応 ・コーディネーター機能
④専門性	練馬障害福祉人材育成・研修センター	障害福祉サービス事業所の職員への研修を実施	研修内容の充実等の検討
⑤地域の体制づくり	練馬区障害者地域自立支援協議会	地域の体制づくりの協議の場	
	練馬障害福祉人材育成・研修センターなど	地域ごと（例：総合福祉事務所圏域）の事業所のネットワークを構築	協議内容やネットワーク構築の方策を検討

2 施設整備で検討が必要な事項

- ・ショートステイ（医療的ケアや行動障害への対応を含む。）
- ・重度障害者に対応したグループホーム
- ・相談支援事業所

3 運用状況

- ・地域生活支援拠点の関係者による会議を定期的に行い、運用の向上を図る。
- ・自立支援協議会で、運営体制をチェックする。

専門部会での地域生活支援拠点の面的整備における主な意見

①「相談」について

- ・相談支援事業所（障害者地域生活支援センターを含む。）の業務量が増加し、相談支援事業所が不足しているのではないか。
- ・精神障害者に対応した相談支援事業所が増えるとよい。
- ・「自立生活援助」を活用し、在宅の障害者を支援することを検討してはどうか。
- ・（精神疾患等の）治療中断者へのアウトリーチの支援から就労まで、幅広い相談支援が必要ではないか。
- ・障害者地域生活支援センターにおける全障害の対応をさらに進めるべき。

②「体験の機会の確保」について

- ・身体障害者が利用できるグループホームがあるとよい。
- ・短期入所での体験の機会を提供するのであれば、さらに短期入所の整備が必要（稼働率が高いので、予約が取りにくくなる。）
- ・医療的ケアが必要な障害者の受入れは、看護師の配置が必要であるなど医療体制の確保が必要。
- ・障害特性（例：知的、精神）や社会経験により体験の機会を提供した場合の支援方法が異なるので、本人に合わせた支援が必要。
- ・特別支援学校在学中から、グループホームを体験できるとよい。その際、サービスの使いやすさも検討してもらいたい。

③「緊急時の受入れ・対応」について

- ・地域生活支援拠点に配置するコーディネーターの能力とは、調整力や実行力、地域資源を把握していることではないか。
- ・身体、知的、精神の各障害を1所に対応するのであれば、事業者の負担になるのではないか。一方で、障害別に分けるとわかりにくい。
- ・障害者本人が、調子が悪くなった場合も想定されるため、医療との連携が必要ではないか。
- ・障害福祉サービス事業所の利用者について、その運営している法人の関連施設で支援することができないか。
- ・サービスを受けていない人の対応や夜間のみ支援を実施するなどの運用を検討してはどうか。
- ・緊急時の対応後について、長期的な支援が必要な場合は、支給決定機関等と連携し適切に対応してほしい。

④「専門性の向上」（専門的人材の確保・養成）について

- ・障害者の高齢化対応のため、介護保険制度など高齢期に関する知識がある人材の育成が課題である。
- ・相談支援専門員をはじめ、障害福祉サービス事業所の職員が高齢期に関する知識を深める研修の受講を推進してはどうか。
- ・一方で、介護保険サービス事業所の職員のうち、障害に関する知識がある人材は少ないのではないか。
- ・障害福祉サービス事業所と介護保険サービス事業所のどちらの職員も、業務が多忙なことなどから研修を受けにくくなっている。

⑤「地域の体制づくり」について

- ・障害福祉サービス事業所で、会議の参加状況にばらつきがある。
- ・障害福祉サービス事業所以外の地域で活動している団体との連携を検討してはどうか。

地域生活支援拠点における面的整備の課題に向けた取組(案)

① 相談

- 相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成を推進していることから、相談支援事業所の業務量が増加。障害特性に合わせた相談支援ができるよう、相談支援事業所を増やしていく。
- 将来、夜間の緊急時の受入れ・対応と相談支援事業の一体的な運用を見据え、緊急時の受入れ・対応を実施する短期入所事業所に相談支援事業所を設置する。
- 「自立生活援助」を活用し、一人暮らしをする障害者の支援を進める。
※「自立生活援助」…グループホーム等を出て一人暮らしをする障害者を、一定の期間、支援する制度（平成30年4月開始）

② 体験の機会の確保

- 体験の機会を希望する者と体験の機会を提供する事業所とのマッチングを相談支援事業で一層推進できるようにする。
- 希望者の意向や状態によって、数日から月単位の利用まで、さまざまな期間の体験の機会のニーズがあることから、短期入所を一部活用する。
- 現在の短期入所は稼働率が高いことから、短期入所の整備を推進する。→施設整備で対応
- 大泉つつじ荘、しらゆり荘の運用の見直しの検討に着手する。 ※現在は、比較的軽度の障害者の一人暮らしに向けた支援を実施（3年間）

③ 緊急時の受入れ・対応

- 緊急時における短期入所の受入れを想定する者は、「介護者の急病等により、居宅で介護を受けることができない者」とする。なお「緊急」の時間的な度合いについては、利用日の3日前程度から利用当日とする。
- 緊急時の対応は、夜間の体制を中心に整備を進める。
- 夜間の緊急時の連絡先は、1か所とする。コーディネート機能の業務内容の検討を進める。
- 現在の短期入所の稼働率が高いことから、この事業による短期入所の空床確保は当面実施せず、運用状況を踏まえて検討する。
- 本人の状態変化により、医療対応が必要な場合もあるため、医療機関の協力を検討する。

④ 専門性の向上（専門的人材の確保）

- 障害者の高齢化に対応するため、介護保険制度など高齢に関する知識がある障害福祉サービスの人材育成を実施。
- 介護保険事業所においては、障害特性の理解を推進していく。
- 障害福祉サービスと介護保険の各事業所においても、業務が多忙のため研修に参加しにくい。どのような取組ができるか検討する。

⑤ 地域の体制づくり

- 既存の協議体を活用し、障害福祉サービス事業所の職員等が参加しやすい仕組みを検討する。

地域生活支援拠点における面的整備と施設整備型の関係性のイメージ(案)

面的整備を進め、相談・短期入所・重度障害者グループホームが一体となった施設(多機能拠点型)を整備し、地域で重層的な支援体制を構築

① 面的整備 (平成30年3月～)

面的整備

障害者地域自立支援協議会
(地域の体制づくり)

大泉つつじ荘・しらゆり荘
(緊急時の受入れ・対応)

連携

障害者地域生活支援センター
(相談・地域の体制づくり)

民間事業者
(体験の機会・場)

練馬区障害福祉人材育成・研修センター
(専門性の向上・地域の体制づくり)

② 面的整備と施設整備型(多機能拠点型)の整備による重層的な体制を構築

面的整備

障害者地域自立支援協議会
(地域の体制づくり)

大泉つつじ荘・しらゆり荘
(緊急時の受入れ・対応)

連携

障害者地域生活支援センター
(相談・地域の体制づくり)

民間事業者
(体験の機会・場)

練馬区障害福祉人材育成・研修センター
(専門性の向上・地域の体制づくり)

身近な地域での緊急時の受入れと相談支援の
一体的な運用、重度障害者の住まいを確保

多機能拠点型
【相談・短期入所・重度障害者グループホーム】
(相談、緊急時の受入れ・対応)